

伊賀市土地利用審議会 会議概要

1. 審議会名..... 令和7年度第2回伊賀市土地利用審議会
2. 日 時..... 2025（令和7）年10月24日午前10時00分～午前11時50分
3. 会 場..... 本庁舎会議室
4. 出席委員..... 5名中4名（委員名簿非公開）
5. 事務局..... 川部建設部次長、石黒都市計画課長、松田都市計画課開発指導室長、小林主幹、北村主任
6. 公開・非公開の別..... 非公開
7. 非公開の理由..... 伊賀市情報公開条例第24条第1号（非公開情報が含まれる事項についての審議、審査、調査等については非公開）の規定による
8. 会議概要作成年月日..... 2025（令和7）年10月31日

○ 事 項

1 あいさつ

2 審 議

議事 伊賀市の適正な土地利用に関する条例に基づく特定開発事業の認定について

審議案件（1）伊賀市長田地内 居住を主にする社会福祉施設

審議案件（2）伊賀市丸柱地内 交流活性化施設（農産物加工所、物販店舗）

3 検討事案

4 その他

○ 審議概要

審議案件（1）伊賀市長田地内

（用途）居住を主にする社会福祉施設

審議案件（1）について説明に対する委員からの意見等

- 障がいをお持ちの方が入居されますが、リノベーションやバリアフリー化の計画はあるのか。

回答：現状はありません。障がいの区分の低い方を対象とした施設なので、まずは自身で物件を見ていただき、入居の判断をしてもらいます。生活の中で手すり等の必要性がある場合は、都度対応を検討します。

- 入居できる方は市内在住等の条件があるのか。

回答：広域的な方を対象にした施設ではありません。伊賀市内で勤務される方が対象

になるため、結果として市内もしくは近隣市町在住の方になります。

- 周囲に住宅が多いが、トラブル等が生じた際の対応はどうか。

回答：代表者、もしくは施設管理者が対応にあたります。

- 駐車場の確保は。また、敷地へのアクセス経路は安全性が確保できているか。

回答：敷地内及び近隣の更地に合わせて10～15台程度確保します。

幹線道路からは高低差があり進入できないため、集落内の道路からアクセスします。

審議案件（1）の特定開発事業認定に対する審議会意見まとめ

特定開発事業を認定することは適当である。

審議案件（2）伊賀市丸柱地内

（用途）交流活性化施設（農産物加工所、物販店舗）

審議案件（2）について説明に対する委員からの意見等

- 計画地は道路に接道しているのか。

回答：里道も含め5m程度接道しています。

- 交流活性化施設は観光をメインとした施設も対象となるのか。

回答：市民生活の利便性の向上、地域の活性化、地域の魅力の向上に寄与しているか、という点で総合的に判断します。地域の農産物を使用し顧客を呼び込むという今回の計画は地域の魅力向上や活性化に繋がると判断しました。

また、認定指針にも「地域観光の魅力の向上に寄与する」と記載があります。

- 臭気や騒音、光や作業時間といった配慮はされているか。

回答：近隣店舗の営業時間に合わせて夜遅くまでの営業はしません。また、近隣は地区市民センター等の公共施設のみで集落からは離れているため、騒音や臭気についても大きな影響はないと考えます。

審議案件（2）の特定開発事業認定に対する審議会意見まとめ

特定開発事業を認定することは適当である。

以上